

三浦市型下水道用人孔鉄蓋認定基準

1. 目的

三浦市の公共下水道事業等において使用するマンホールふたを認定する場合の基準として規定する。

2. 認定基準

ふたの認定については製造工場ごとに申請し下記の条件を満たすものとする。

- (1) 公益社団法人日本下水道協会の認定工場で製作されたものであること。
- (2) 三浦市長に認定申請書を提出し、その内容が適正と認められること。
(様式1)
- (3) 三浦市型下水道用人孔鉄蓋性能規定書 (T-25、T-14) に適合し、三浦市が指定した製品検査に合格すること。
(様式2、様式3)

3. 認定通知

認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。

(様式4、様式5)

4. 認定期間

認定の有効期限は5年とする。

5. 認定の更新

認定の更新については、その期間内に申請を行った場合に限り、変更のない添付書類及び工場検査を省略することができる。

但し更新時からさかのぼり、5年以内に実施した検査報告書を提出すること。

また、認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。

(様式6)

6. 認定の取り消し

認定した製品（製造業者）において下記の事項が生じたときは、三浦市の認定を取り消すものとする。

(様式7)

- (1) 日本下水道協会の認定工場でなくなった場合
- (2) 認定申請の内容が履行されなかった場合
- (3) 不正や反社会的な事実が認められた場合
- (4) 自ら廃業又は認定の取り消しを申し出た場合

7. その他

- (1) 三浦市は認定期間内において認定申請書の内容確認など、必要に応じ立ち入り検査を実施したり、書類の提出を求めたりすることができる。

- (2) 合格した製品の納入後であっても、三浦市が検査の必要があると認めるときは、納入した製品の中から適時抜き取り検査を行なうことができる。
- (3) 三浦市が行なう材質検査、製品検査及び立ち入り検査等に要する費用は、製造業者の負担とする。